

「国と地方の協議」(平成29年秋)規制の特例措置に関する協議結果

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解					指定自治体の回答	内閣府整理		
						【担当省庁の見解における対応欄内容】 A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施 B: 条件を提示して実施 C: 代替案の提示 D: 現行法令等で対応可能 E: 対応しない F: 各省が今後検討 Z: 指定自治体が検討								
とやま地域共生型福祉推進特区	29206	認知症対応型共同生活介護利用者の居宅サービス利用	<p>住み慣れた身近な地域にあるグループホームで高齢者が安心して暮らし続けるため、外部から居宅サービスの提供を受ける必要がある場合に、認知症対応型共同生活介護事業者がその費用を負担しなければならない現行制度を見直し、福祉用具貸与や訪問看護などの利用を認め、介護報酬の対象とすること。</p> <p>入居者の居宅サービスの利用が難しいのであれば、入居者の状態の変化(重度化、医療的ケアの必要など)に対して、事業所の負担で個別に福祉用具貸与や訪問看護が提供できる新たなサービス体制を整える事業所に対して個別加算する仕組みを構築すること。</p> <p>これにより、グループホームでのサービスが多様化し、入居者は状態の変化に応じた適切なサービスを受けることができるようになり、ひいては、地域包括ケアの理念にも合致し、総合特区の目的である地域共生型社会の実現に寄与するものと考えます。</p>	<p>高齢者が身近な地域で生活を継続するためには、多様なサービスの提供・展開が必要である。</p> <p>認知症対応型グループホームにおいて、入居者のニーズに応じてきめ細かくサービスを提供できるような環境を整備することが課題解決に資するものと考えます。</p>	1回目	厚生労働省	老健局総務課認知症施策推進室	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(省令)第99条第2項	C	-	-	<p>認知症対応型共同生活介護における加算の水準を含めた介護報酬については、介護給付費分科会の次期報酬改定(平成30年度)にかかる検討のなかで議論がなされたところである。</p> <p>その中で、ご提案の福祉用具の貸与については、一部の委員より、認知症対応型共同生活介護利用者が他の居宅サービス利用を認めることに肯定的な意見がある一方、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現状でも約7割の事業所が「個々人の容態に応じた適切な福祉用具の提供ができていない」との調査結果があるため、そのような対応は必要ないとの意見や</li> <li>現状では福祉用具の費用を基本報酬により対応していることから、他の居宅サービス利用を認めるのであれば基本報酬を減算することも含めて検討が必要等の意見があり、平成30年度介護報酬改定に関する審議報告には盛り込まれなかったことから、平成30年度介護報酬改定では対応しないこととなった。</li> </ul> <p>また、入居者の医療ニーズへ対応するための看護体制については、現在も事業所における一定の看護体制を介護報酬の加算で評価しているところであるが、近年、医療的ケアが必要な利用者が増加しているとの調査結果もあることから、医療的ケアが必要な利用者に対しては、事業所内に看護職員を配置している事業所に対する介護報酬上の評価を拡充することとしている。これにより、ご提案にあるように、入居者の状態の変化に応じた医療ニーズへの対応が可能となるようサービス提供体制を整えることができるものと考えます。</p>	<p>【指定自治体の回答における対応欄内容】 a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他</p>	<p>【整理フラグ欄内容】 i: 取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii: 取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii: 現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv: 自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v: 一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi: 国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの</p>
					2回目									